

主な指摘事項【介護老人福祉施設】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書及び契約書(以下、契約書等)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については、修正・追記を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正・追記があることを説明し同意を得ること。 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の職務の内容について記載すること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る利用料の支払を受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・利用料金の記載について、利用者負担額の記載が1割のみのため、2割、3割についても記載すること。 ・非常災害対策について記載すること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。 	4件
運営	指定介護福祉施設サービスの取扱方針	・身体的拘束を行っている入所者について、家族等への確認文書において身体的拘束を行う時間や方法、緊急やむを得ない理由の記載はあるものの、身体的拘束を行う場合の記録としては不十分であった。 入所者に対し身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の当該入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。	1件
運営	食事	・定期的に個々人の身体の状態、栄養状態等を把握(アセスメント)し、適切に栄養計画に活かすこと。 ・給食利用者の嗜好や満足度を定期的に調査、分析し、栄養管理に反映させること。	1件
運営	栄養管理	以下の内容について、基本報酬の要件となる令和3年4月1日より前から栄養マネジメント加算を算定していたにも関わらず不十分な箇所があった。基本報酬としては令和6年3月31日まで経過措置期間となっているが、栄養マネジメント加算を算定していた施設であるため、早急に整備すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に個々人の身体の状態、栄養状態等を把握(アセスメント)し、適切に栄養計画に活かすこと。(再掲) ・給食利用者の嗜好や満足度を定期的に調査、分析し、栄養管理に反映させること。(再掲) ・入所者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が栄養管理を行うこと。 ・低栄養状態のリスクの判断基準を見直し、適切に対応すること。 ・低栄養状態のリスクに応じて、定期的にモニタリングを実施すること(高リスクは概ね2週間、中リスクは概ね1か月毎にモニタリングすること)。 ・介護支援専門員は、管理栄養士と連携して、概ね3か月を目途とし、栄養スクリーニングを実施して、栄養ケア計画の見直しを行うこと。 ・栄養ケア計画の変更が必要な場合は、管理栄養士は介護支援専門員に提案し、サービス担当者会議等において、計画の変更を行うこと。なお、計画を変更した場合は、入所者及びその家族に説明をし、同意を得ること。 	1件
運営	運営規程	運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、変更届についても提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の職務の内容について記載すること。 ・記録等の整備について、記録の保存期間をサービス完結の日から5年間とすること。 	2件
介護給付費の算定及び取扱い	看護体制加算(Ⅱ)	・看護体制加算(Ⅱ)については、看護職員の数が、常勤換算方法で入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ指定介護老人福祉施設に定める指定介護老人福祉施設におくべき看護職員数に1を加えた数以上必要であるところ、確認した勤務形態一覧表において、看護職員の数が必要数未満の配置であった。 要件を充足しない月は過去5年間に遡って返還が必要なため、当該加算取得期間の看護職員の配置状況について自主的に精査し、返還を要する月については過誤調整等必要な措置を講ずること。	1件

計10件